

公益財団法人
全国里親会



里親だより 第99号

掲載内容

ユースに聞く私のIFCO体験 * p.2～
里親賠償責任保険について * p.5
山梨県では、委託する子どもの情報を
すべて里親に渡しています * p.6～
私の養育体験 柴田 寿子さん * p.8～
情報短信 * p.10～

里親家庭の現況報告 * p.12～
里親の守秘義務について聞く
弁護士 下平美保さん * p.14～
おすすめの本 * p.16
「誕生日を知らない女の子 虐待——その後の子どもたち」
「ジョディ、傷つけられた子 里親キャシー・グラスの手記」

トピックス(平成25年11月～26年1月)

■『IFCO世界大会』報告書を発行

全国里親会では、昨年9月に開催された「IFCO2013大阪世界大会」の講演などを収録した記録集を発行しました。全312ページ、巻末には分科会で使用したパワーポイントなどのDVDが収録されています。



大会参加者には無料で配布されますが、購入を希望される方は頒布価格2,000円と郵送料200円を添えて全国里親会までお申し込みください。

たドラマ『明日、ママがいない』は、小規模施設で暮らす子どもたちを描いていますが、施設や里親を正しく描いていないことから、全国里親会では、12月25日付で、日本テレビ視聴者センターに宛てて社会的養護を正しく理解するよう要請を行いました。

また、ドラマが放送された後、1月21日（火）と2月5日（水）には、厚生労働省記者クラブにおいて、全国児童養護施設協議会などとともに、報道関係者に向けて差別や偏見を助長しないよう説明を行いました。メディアの関心は高く、1回目は30人、2回目は60人が参加し、熱心な質疑が行われました。

■『簡素な給付措置（臨時福祉給付金）』の動き

4月から消費税の税率が引き上げられますが、低所得者に与える負担の影響を考えて、国は「簡単な給付措置（臨時福祉給付金）」を検討しています。これには、要保護児童も対象になっています。

具体的には里子1人に対して1万円を1回のみ給付するとしています。子ども名義の口座に振り込むもので、具体的な給付方法や給付の時期については未定です。

■IFCO大会、ユース振り返りの集い

2月2日（日）、大阪市東成区のeトコ（居住と交流・家族体験サポート施設）で、IFCO大会のユースプログラムに参加した人たちが集まって「振り返り会」を開催しました。参加者14人。

■里親信条の見直し

全国里親会では「里親信条」の見直しを進めています。

「里親信条」は昭和32年に制定されましたが、近年の「里親委託ガイドライン」「里親及びファミリーホーム養育指針」などと内容にずれがでているため、見直しを行います。すでに原案が作成され、地域の里親会へのヒアリングを行っているところです。2月中にヒアリングを終了し、3月の理事会、評議員会に諮り、新年度から導入を予定しています。

■『明日、ママがいない』（日テレ系ドラマ）への対応

1月15日（水）22:00から日本テレビ系列で始まっ

ユースに聞く 私のIFCO体験

昨年9月に大阪で開催されたIFCO世界大会では、アダルトのプログラム以外にユースによるプログラムが開かれ、世界中から117人（4日間延べ468人）が参加しました。このように、IFCO大会は当事者によるプログラムが充実していることに大会の大きな特徴がありました。

今回、IFCO大会に参加した、国内の生い立ちの異なる3人のユースにお話をうかがいました。

（木ノ内博道）

- 畠山麗衣さん（大阪府在住 21歳）
- ユウ・サンウォンさん（千葉県在住 22歳）
- 瀧澤政美さん（東京都在住 27歳）



■3人のプロフィール

——今日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。皆さん、IFCO大会に参加されて、それぞれに、さまざまな影響を受けたのではないかと思っています。今日は、そうしたお話を聞かせていただければ幸いです。お話をいただく前に、皆さんの簡単なプロフィールを教えていただけませんか。

畠山：私は乳児院から児童養護施設に行き、高校卒業後大学に進学して施設を退所しました。

——施設ではどんな感じで暮らしていましたか。

畠山：あまり自覚はないのですが、小学生の頃はかなり荒れていたようです（笑い）。

ユウ：私は1991年にアメリカで生まれました。名前からも分かるように韓国系です。98年、6歳で来日して、家庭の事情で03年に児童養護施設に入りました。高卒と同時に施設を出て、自立援助ホームに行きました。就職しましたが2年で辞めて、アルバイトをしながらハローワーク経由で職業訓練を受けていました。現在は契約社員としてIT関連の企業で働いています。

——施設での暮らしはいかがでしたか。

ユウ：退所が近づくと自活訓練の部屋に入って一人で生活するんですが、自立支援の担当職員から「お前くらい生活能力のない人ははじめてだ」と言わ

れました。朝は起きられないし、部屋は散らかしつぱなしで（笑い）。

瀧澤：私は2歳10か月の時に里親に委託されて、18歳で解除。今なら延長もあるでしょうが、すぐ家を出て大学に行きました。友人の家を転々として、結局大学はやめて里親の家に戻り、その後は付き合っていた女性と同棲。借金をこなして大変だったりしました。

■IFCO大会、参加の経緯

——プロフィールをうかがっていると、皆さんの自立過程の苦労話を聞きたくなりましたが、今回はIFCO大会に焦点を当てたいと思います。IFCO大会にはどんな経緯で参加することになったんでしょうか。

畠山：7月に当事者として話させていただいた講演会があって、そこでIFCO大会があることを知りました。ちょうどその時期に、保証人やアフターケアのことで悩んでいて、海外ではどうなっているんだろう、と関心を持っていましたので、それが参加の動機です。

——参加してみていかがでしたか。

畠山：アメリカのユースと交流するなかで、英語が苦手で苦労しましたが、相手も日本語はできないですから似た者同士、気持ちは通じあったように思います。日本のユースともいっぱい話しました。夜中までワイワイガヤガヤ。エネルギーをもらいました。ユースだけでなく、海外の大人の人とも交流ができて、改めて当事者の発言の大切さを感じました。それから、当事者の発言ということでは、日本は遅れているなと感じましたね。これまで当事者と出会う

場がなかったので、とても新鮮でしたし、お互い繋がれた感じがしました。これからも当事者だからこそできることをやっていきたいと思っています。それから、当事者でも想いはあるけど声に出せない人もいるんですね。そうした人の分まで声にしていければと思っています。とくに、進学や退所後の生活のことなど。

——ユウさんはどんな動機でIFCO大会に参加したんですか。

ユウ：今回アメリカから来たユースの人たちと、少しですが以前から交流がありました。アメリカで生まれて英語もできるので、なんとかアメリカのユースと繋がりたいと思っていました。

——参加してみていかがでしたか。

ユウ：先ほども話しましたが、私は施設を出てから自立援助ホームに行きました。そこを出て一人暮らしを始めると、ほんとうに一人ぼっちなんです。仲良くしていた人とも繋がりがなくなってしまった。会社と自宅の往復。その後、会社を辞めるとまったくの一人。在日コリアの人とかと会って話しています。そこは唯一大事な居場所になっています。孤独でしたから、今回IFCO大会で出会ったたちは私の財産ですね。

——瀧澤さんはどうでしたか。

瀧澤：高校3年のとき、全米里親大会に行くことができました。そこで会った友人が、1999年のオランダIFCO大会に行ったことがあって、今度日本で開催すると聞きました。日本でやるなら参加するのも難しくないのではないか、と思ったのが申し込んだきっかけです。

——実際に参加してみてどうでしたか。

瀧澤：アダルトも含めてですが、アジアの人が少ないな、というのが第一印象でした。初めてアジアで開催するですから、アジアの人たちに集まってほしかったと思います。それから、海外のユースには当事者活動をしている人もいたのですが、日本のユース

にはそうした人が少なくて、思っていたほどには交流はできませんでしたね。

——瀧澤さんは当事者

活動に関心があつたわけですね。

瀧澤：ええ、2008年ごろまで全国里子会というのがあって、2代目の会長が独立し

て“さくらネット”を作りました。その頃から当事者活動をしているのですが、今回、アメリカのユースが立派に意見を言っていて、自分はいったい何をしてきたんだろう、と悔しさを味わいました。悔しがっていてもダメなのですが、もっと自信をもって発言できるようになろう、と思いました。とくに海外のユースとの話は勉強になりました。チェコのユースの話だと、治安の悪さ、武器や薬が簡単に手に入る社会で生きているんですね。不思議な、理解しがたい社会だと思いました。ユース・プログラム以外でもいろいろ話をしました。大阪のユースの人たちは独自路線で活動をしていて、連携の必要を感じました。当事者団体として横の繋がりに努力してきたつもりですが、正直理解してもらえたかった、と反省しています。でも、いま何となくIFCO大会後、希望が見えてきているように思います。



▲ 瀧澤政美さん

■ユース・プログラム体験

ユウ：IFCO大会に参加して、ユースのプログラムに入ってしまうとアダルトの方は何をやっているのかまったく情報がなくて、それが残念でしたね。

畠山：私はIFCAという団体のユースメンバーとして分科会で話させてもらいました。その時は、アメリカから来たユース3人、あと日本のユース4人と発表をしました。事前ミーティングで「一つだけ変えられるとしたら何を変えたいか」というテーマで話し合おうと決めていました。私は、自分のことを長期にサポートしてくれる人がいたらいい、とか話しました。私は、住む家のことやケータイの契約などの保証人・親権者の制度が変わってほしいと思っています。施設を一步出ると自分一人ではどうにもならないことが山ほど出てくるんです。



▲ 畠山麗衣さん

瀧澤：ユースのみんなが何を経験してきたかという話では盛り上がりましたね。国による差がないのも不思議でした。大事なのは長期のサポートですし、施設職員の質の向上というのも海外と同じ。それから、子どももさまざまで、順応性の低い子どももいるんです。そういう子にはもっとフォローが必要だと思います。

——プログラム自体はいかがでしたか。

瀧澤：全日程をきちんと出るのは難しいと感じました。

ユウ：1か月くらいの、スカスカしたプログラムがあってもいいですね。それから、ユースとアダルトと、プログラムがはっきり分かれ過ぎという感じがしました。ユース一人ひとりがプログラムに乗れなかつたということもあるんじゃないかな。途中から来たユースは場になじめなかつたと思います。こちらも気づまりな感じがありました。

畠山：私は分科会に参加していたので、ユースのプログラムには少ししか参加できなかつたです。夜、徹夜で話しこみましたから。気がついたら朝の4時だったりして。

瀧澤：私は、アダルトの分科会に参加してもいいなんて知りませんでした。

■ IFCO体験のもたらしたもの

——IFCO大会に参加したことを契機にどんなことをやっていきたいと思っていますか。

畠山：とりあえずは、施設に入所している子どもたちや社会的養護を知らない人たちに、一つの例として自分の経験を話したいですね。それで、退所後の生活の現状や、いろんな選択肢があることを知つてほしいと思います。退所後は金銭的に厳しいですが、収入に見合った現実的な対応をする必要があることを知ることが大事です。私は、退所後に住むなら部屋は3つあった方がいいとか思っていましたから。社

会に出た衝撃が大きいと、正直しょげるで、事前に知ってるって大事だなと思います。

ユウ：私は施設を出て就職したけど、ほんとうにいろいろありました。一番望んでいることは、人生を変えたいということ。大学に行くことも考えています。お金がないのにホラ話のようですが。今回アメリカのユースに会って、アメリカの大学に行きたくな、と思いました。僕にとって田舎ですからね。だけど、余裕のない人生はもう嫌です。やりたくない。人生変えたい、が目標です。

瀧澤：当事者の会、さくらネットをやっていて、会を大きくするとかでなくてもいいですから、みんなでみんなの会をまとめていけたらいいと思っています。まあ、接着剤のようなものですね。仲良くやっていけたらいい。

■当事者としての活動

——これまでにも出てきていますが、当事者として当事者のために何かできたらいいですね。

ユウ：当事者を一気に底上げなんてできませんから、一人ひとりの成功事例を持ち寄って、全体の仕組みを変えて行くことでしょうね。助けを求める人がいたら助けてあげられるような。それが結果として全体の底上げになるんだろうと思います。自分たち自身がきちんと声をあげていくしかないと思います。それには自己肯定感でしょうか。自分を信じていくしかない。

畠山：当事者の力って、自分の経験を伝えていく作業かな、と思います。それしかできないんだけど。後輩に何かあったときに頼れる人に。頼れなくとも代わりに声を出してあげられるようなのがいいのかな。

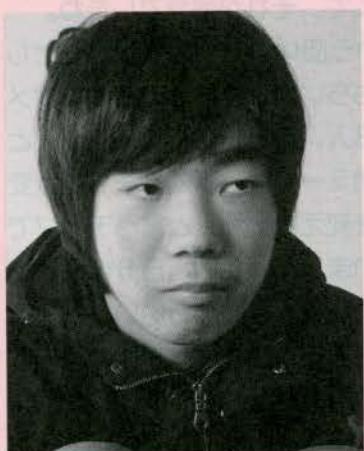
——いい機会なので『里親だより』の読者に言いたいことはないですか。

畠山：行政の人には、現場の現実を見てほしいと思います。それから、当事者の声を聞いてほしい。子どもにも選択できるような仕組みがほしい。

ユウ：大人全員に言いたいんですが、施設に入った子どもたちをちゃんと育ててください。

瀧澤：里親も施設も大人がいいと思っているだけ。

——すいぶん耳の痛いお話ですね。IFCO大会に参加したことでの刺激になり、当事者の活動が活発になることを願っています。ありがとうございました。



▲ユウ・サンウォンさん

里親賠償責任保険について

里親になって子どもを預かると、「里親賠償責任保険」に入ります。『里親だより77号』(平成20年1月31日)の調査によると、75%の自治体が保険料を負担していました。個人で保険料を負担していないせいか、どんな保険で、どんな場合に補償されるのかを十分に把握していない人が、案外多いようです。それでは、せっかく保険に入っている意味がありません。全国里親会が毎年作成・配布しているパンフレットをもとに、簡単ですが説明します。

2種類の保険がセット

賠償責任保険とは、被保険者（保険の補償を受けられる方）が第三者に対し物を壊す、ケガをさせるなどの損害を与えてしまった結果、法律上の損害賠償責任を被る場合に補償を受けることができる保険です。

里親賠償責任保険では、どのような場合に保険金が支払われるのでしょうか？まず、里親賠償責任保険は、「施設賠償責任保険」と「生産物賠償責任保険」の2種類がセットになっています。

1 施設賠償責任保険

日本国内において、里親の住居や業務遂行が原因で、養育を委託されている児童（委託児童）や他人にケガをさせてしまった結果、法律上の損害賠償責任を被った場合に適用されます。

事故例 里親の不注意により、委託児童が交通事故に遭い、ケガをしてしまった。

12歳以下の委託児童の行為が原因で、他人に損害を与えてしまった場合。

事故例 責任能力のない委託児童が、外で遊んでいて、他人の家の窓ガラスを割ってしまった。

判例では、「子どもの責任能力の有無」を概ね12歳を基準としています。責任能力とは、自分のした行為が不法行為として法的に責任が発生するかの判断ができる能力のことです。責任能力のない子どもがしてしまった不法行為に関しては、子どもの監督責任者である里親が損害賠償責任を負います。

2 生産物賠償責任保険

日本国内において、里親が作り、提供した飲食物などが原因で、委託児童や他人が病気やケガをした場合で、

法律上の損害賠償責任を被った場合に適用されます。

事故例 里親が調理した料理を食べたところ、児童が食中毒になった。

なお、「他人」には「同居の親族」は入りません。また、「故意による事故（虐待行為を含む）」「日本国外で発生した事故」も対象外です。

委託児童が12歳以上の場合は

里親家庭には12歳以上の子どもも委託されます。彼らが日常生活中に他人をケガさせたり、物を壊してしまったなど、何らかの損害を与えてしまった場合に対応する保険もあります。それが、里親賠償責任保険にオプションとして付いている「ワイドプラン」です。

12歳以上の子は責任能力があるため、以前は保険の対象としていませんでしたが、2010年4月に保険会社が日本興亜損害保険株式会社に変わってから、ワイドプランを取り入れることになりました。

ワイドプランが対応する事故例

- ①責任能力のある委託児童が、自転車で走行中、歩行者にぶつかり、ケガをさせた。
- ②デパート等で買い物をしているとき、責任能力のある委託児童が商品を壊してしまった。

下の表は、保険会社の担当者から教えていただいた実際にあった支払い例です。なお、里親の運転中の事故や子どもの学校内での事故などについては、他の保険が適用される場合がありますので特にご注意ください。詳しい保険の内容等については、皆様に配布している「里親賠償責任保険のご案内」をご覧ください。

◆保険金の支払い例

| | 事故内容 | 支払い金額 |
|---|---|------------|
| 1 | 子どもが友人とアパートの2階から道路に石を投げて遊んでいたところ、道路を通行中の車に当たって傷をつけてしまった。 | 約14万円 |
| 2 | 店の駐車場から道路に出ようとした車が歩道をふさいでいたため、子どもが車の後ろを通ろうとした際、転んで車と接触し、車に傷をつけてしまった。 | 約5万円 |
| 3 | 暴風注意報が出ていたため、2階のベランダにある物干しが飛ばされないように煉瓦を吊るしておいたところ、子どもがその煉瓦を2階から投げて、下に駐車していた車にぶつけてしまった。 | 約8万円 |
| 4 | 自転車に乗った子どもが赤信号のときに道路を横断し、車と接触した。 | 約47万円 |
| 5 | スクールバスに乗っていた子どもが動き回っていたため、危険を感じた添乗員が取り押されたところ、添乗員の手を振り払おうとした際、子どもの肘がバスの窓ガラスに当たってヒビが入ってしまった。 | 約22万5,000円 |
| 6 | 子どもがライターを見つけ、軽い気持ちで着火させたところ、近くにあった紙に火が燃え移り、設備等を焦がしてしまった。 | 約22万5,000円 |
| 7 | 子どもが友人の家でスーパーを投げて遊んでいた際、テレビに向けて投げ、液晶の画面が一部破損した。 | 約9万5,000円 |
| 8 | 子どもが自転車に乗っているとき、ブレーキをかけずに交差点に出て、走行中の車にぶつかって車を傷つけてしまった。 | 約19万円 |
| 9 | 友人と遊んでいるとき、足を引っかけて転ばせてしまい、友人の前歯（永久歯）2本が折れた。 | 約23万円 |

山梨県では、委託する子どもの情報をすべて里親に渡しています

「委託された子どもの情報が欲しい！」という里親の声をよく聞きます。児童養護施設等には措置する子どもの情報をすべて渡しているのに、里親には措置通知書のみという自治体はまだ多いようです。山梨県では平成22年から、子どもに関するすべての情報を里親に渡しています。情報開示の経緯とそれをどう活かしているのかを、山梨県中央児童相談所と里親会である「きずな会」に聞きました。(村田和木／ライター)

里親委託が増えた理由

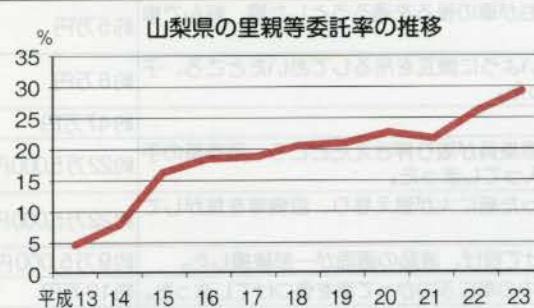
山梨県には、中央と都留の2つの児童相談所があります。中央児童相談所には、非常勤の里親委託等推進員が配置され、「きずな会」の事務局も担っています。

山梨県の里親等委託率は29.4%（平成24年3月末）。全国でも屈指の高い割合です。とはいえ、平成13（2001）年までは5%以下。里親委託されている子どもは10人程度で、保護された子どもたちは原則、施設に措置されていました。

しかし、平成12年の児童虐待防止法の施行以来、山梨県でも保護される子どもが急増し、当時4か所だった県内の児童養護施設は満杯になりました。里親の活用は、緊急保護した子どもの一時保護委託から始まり、条件が叶えば、低年齢の子どもたちから優先的に里親に委託されるようになりました。

平成14年に親族里親制度が創設されたことも、里親委託が増えるきっかけになりました。里親委託率は14年度に8%、翌15年は16.6%に倍増、18年度には20%を超みました。

「きずな会」の会長で、平成19年から20年度まで中央児童相談所の所長だった小田切則雄さんは、「山梨県で里親委託が急激に伸びた背景には、親族里親に力を入れただけではなく、児童相談所が里親制度への理解を深め、里親委託を優先したことが挙げられます」と話します。



▲ 小田切則雄さん

中央児童相談所長の笠井和佳さんは、「平成21年度から、里親制度が変わったことも大きかったですね」と言います。

「養育里親の研修が義務化されたことで、社会的養護への理解が進み、児童相談所が安心して子

どもを預けられる里親さんが増えてきました。里親会も独自の研修を行い、レベルアップに努めているので、児童相談所としても助かっています」

情報開示は研修がきっかけ

きずな会では平成21年度から、里親会主催で公開のスーパーバイズ研修を年4回行っています。

会長の小田切さんによると、里親の体験発表とは違い、スーパーバイズ研修は、子どもの行動・特徴を理解し、里親の養育観、方法等が適切なのかどうかを見つめ直すために行うものだそうです。

「里親が子どもとどのように関わっているのか、どんなことに困難を感じているかについて、自分の言葉で語り、スーパーバイザーの西澤哲さん（山梨県立大学教授）や秋山邦久さん（常磐大学准教授）がその事例を分析して、適切な助言をくださいます。個々の事例を共有することで、みんなが学んでいく。それが、公開スーパーバイズ研修です」

ただ、当初は里親に子どもの資料が渡されていなかったため、児童相談所の職員が子どものケースを発表したり、里親が児童相談所に赴いて、子どものケースファイルを読み、重要な箇所をメモしていました。それでは十分にケースの理解ができないこと

と、里親側に「子どもの情報を教えてほしい」という声が根強かつたことから、里親にも子どもの情報がすべて開示されるようになりました。

利点と課題

山梨県では、子どもに関するすべての書類を1冊のファイルにまとめ、委託時にファイルごと里親に渡しています。子どもの措置が解除になったときは、ファイルごと返してもらいます。

ファイルの表には「児童の措置に伴う添付書類目録」と題された紙が貼られています。その紙には、子どもの名前・性別・措置先・措置年月日の欄、書類名の一覧、受け渡しの年月日と里親の署名欄、返還時の年月日と里親の署名欄が設けられています。

ファイルは里親の自宅で保管しますが、子どもの目につかないところにしまっておかなければなりません。里親に課せられている守秘義務もしっかりと守ってもらいます。

ファイルに入っている書類は、次のとおりです。

保管方法・取扱いの留意事項、措置通知書、社会診断会議結果、行動診断会議結果、心理診断、医学診断記録、判定会議結果、援助方針会議結果、自立支援計画票、健康診断書、健康保険証、転出証明書、母子手帳、児童受診券、その他

【注】健康保険証、転出証明書、母子手帳はない場合もあります。

書類には、子どもの親の名前や住んでいる住所も書かれています。それは、子どもが実親と思いがけず遭遇してしまう事故を防ぐためです。

里親委託等推進員の久保田典子さんは、「里親さんは気づかなくても、子どもが親に気づいて怖い思いをするかもしれません。委託時には『気をつけてくださいね』と注意を喚起していますが、親の住所を知らせておくことで、里親さんが注意をし、その近くには行かないようにしてくれています」と話します。平成16年から里親業務に携わってきた久保田さんは、その経験からも「情報はきちんと出したほうがいい」と感じているそうです。

情報開示の主な利点としては、次の3点が挙げられます。

- 里親が「自分たちは信頼されている」と実感でき、児童相談所と良い関係を築くことができる。
- 児童相談所側は「伝えた」、里親側は「聞いて



▲ 左から、里親委託等推進員の久保田典子さん、中央児童相談所長の笠井和佳さん、処遇指導課長の小宮山千里さん

いない」という水掛け論がなくなる。

- 子どもに関する正しい情報を知ることで、預かった子どもに必要な援助が明確になる。

ただし、当初は、すべての里親が情報開示を求めているわけではありません。「子どもの背景を知りたくない」「子どもに先入観を持ちたくない」という声もあったようです。

現在、ファミリーホームを運営している岡野みなみさんは「子どもから発せられるサインを受け止めるには、子どもが育ってきた背景や保護された経緯、発達の課題などを知ることが必要です」と話します。

「スーパーバイザーの西澤先生は『里親は子どもの情報を知るべきです。養育には、見立てと見通しを持って取り組みなさい』とおっしゃいます。里親の思いだけの子育てにならないためにも、子どもの情報を正しく知ることが大事だと思います」

岡野さんは、スーパーバイズ研修で自身のケースを発表したことがあります。

「当日は緊張して“まな板の上の鯉”的な気持ちでしたが、発表して良かったです。自分の養育の振り返りができ、具体的なアドバイスを受けられて冷静になりました。何より、子どもの行動が理解できず、右往左往することがなくなりました。他の里親さんにも、ぜひ体験してほしいです」

ただ、課題もあります。書類は専門用語が多く含まれているため、一度読んだだけでは理解するのが難しいことです。所長の笠井さんは「わからないことについては、平成24年7月から配置されている里親支援専門相談員や、児童相談所に気軽に聞いてほしいです」と話していました。

【問い合わせ先】

山梨県中央児童相談所（処遇指導課）

〒400-0005 山梨県甲府市北新1丁目2番12号

山梨県福祉プラザ内

電話：055-254-8618 FAX：055-254-8621

私の 養育体験

柴田 寿子さん（愛知県里親会連合会）

一緒に過ごす心地よさを伝えたい

始まりはボランティア里親

現在、わが家は、縁あって4人の子どもたちと一緒に暮らしています。もうすぐ20歳になる専門学校1年の男の子、単位制高校2年の女の子、小学5年の女の子、そして小学2年の男の子。みな長期委託で、一番短い子でも6年11か月になります。

子どもたちの里姉や里兄になる実子は4人います。長女が大学で児童福祉を学んでいたとき、教育ボランティアとして児童養護施設に伺うようになりました。その頃、『市政だより』でボランティア里親募集を目指し、長女からも「施設のお子さんをわが家でお預かりしたい」という希望があって、家族会議を開きました。全員一致のもと、お受けすることにして、その年の夏、当時5歳3か月だった男の子がやってきました。施設でいちばん元気な男の子でした。

でも、最初の夜は、施設のお友だちが恋しくて、みんなの顔が見たくて……寂しがる彼を、娘と一緒に施設まで送っていました。彼が車から降りるとき、「このまま帰りたかったら、あなたの荷物は後で持ってきてあげるね。柴田の家に戻るなら、お姉ちゃんと一緒に戻っておいで。ここで待っているからね」と伝え、暗闇の中、待ちました。宿直の先生とお話をしても気持ちが落ち着いたのか、彼はニコニコして、笑顔の娘と一緒に戻ってきました。

それから、14日間一緒に生活をしましたが、施設の話題は一切出しませんでした。小さいながらも肩を張り、「おばちゃんたちの手は借りないぞ」と頑張っていた彼。玄関でつまづいて転び、我慢できずに泣いたとき、「痛かったね」と声をかけると、「ここでは泣いていいんだ」と思ったのか、声を上げて泣きました。それからは冷蔵庫の氷を自分で出して、口いっぱい頬張ったり、甘えが素直に出せるようになっていった気がします。以来、月に一度くらい、



▲ 柴田寿子さん。夫の薫さんとお孫さんと一緒に

週末に元気な顔を見せてくれるようになりました。

4か月たったクリスマスの頃、「同じ施設の2歳9か月の女の子も一緒に」という話がありました。久しぶりの幼児さんに戸惑いましたが、施設の先生に「風邪をひくときはどこにいても引きます。大丈夫です。お願ひいたします」と励まされ、お引き受けしました。彼女は、わが家でもらった物を何ひとつ施設に持ち帰ろうとはしませんでした。他の子に取られてしまうと思ったようです。ただ、キャラクターの絵のついたバンドエイドだけは、うれしそうに持ち帰りました。施設にお迎えに行くと、建物の外階段に貼っていました。

お別れのない環境で生活を

男の子は小学校入学を機に、親元近くの施設に移っていました。女の子は、前よりも頻繁にわが家に来るようになりました。甘えん坊でよく笑う子でしたが、彼女もまた、就学と同時に別な施設に移らなくてはなりませんでした。

生まれた病院から乳児院へ、乳児院から児童養護施設、そして、また次の児童養護施設へ。男の子も女の子も望んでお別れを繰り返しているわけではありません。優しくしてくれた看護師さん、大好きだった保育士さんとも予期せぬ別れが来てしまします。たった6年間で何度も、何度も……。

そんな2人を見ていて、子どもたちをお別れのない環境で生活させてあげたい、いっぱい声掛けをしてあげたいと思い、里親登録をすることにしました。ボランティア里親を始めて3年たった頃です。

里親として子どもを迎えるとは、当たり前のことで、24時間365日、子どものすべてを引き受けることになります。「主人と長女と私の3人で、できる限りのことをしましょう。他の家族に負担がいかないようにしましょう」とも話し合いましたが、

家族全員の協力があってこそ、里親生活を続けてこられたと思います。

家族だけでなく、近くに住んでいる主人の母や私の母も大切な見守り隊になってくれています。いつも分け隔てなく可愛がってくれ、お年玉をはじめ、入園入学のときもお祝い金を渡して祝ってくれました。子どもたちも「おばあちゃんの家」として、気軽に遊びに行けるようです。兄弟姉妹や甥や姪も、思春期を迎える子どもたちの話し相手になってくれ、心配しながらも温かく見守ってくれています。

子どもなりの想いを重ねながら

里親登録が済んだ頃、小学校入学と同時に、別の施設に移って行った男の子の担当児童福祉司さんから、突然お電話がありました。「このままだと、彼はずっと施設にいることになるかもしれないのに、里親委託を考えています。ボランティア里親だった柴田さんに一言お伝えしておきたくて」との話に、「わが家も里親登録したばかりです」と言うと、「それなら、彼はどうですか?」と言っていただき、ひとつ返事でお受けしました。

ボランティア里親として交流を続けていた女の子の担当児童福祉司さんからも委託のお話をいただき、ほぼ同時期に子ども2人を迎えました。

翌年の冬、1歳半の女の子のお話がありました。急なことでもあり、私の都合で1泊だけ、児童養護施設にいてもらって、翌朝迎えに行きました。私としては1泊だけと思っていたが、子どもにとっては大きな出来事だったのでしょう。それから幼稚園に入園するまで、里親サロンでも私の姿が見えなくなると、大泣きをしていました。

最初は、「施設が空くまでの3か月だけ」というお話でした。児童福祉司さんとしては、わが家の負担が少ないようにとの配慮だったのでしょうが、それを聞いたとき、切ない想いをしたことを覚えています。3か月たったとき、「あと3か月、お願ひでできますか?」と言われ、もう10年が過ぎました。

いちばん下の男の子は未熟児で生まれ、生後8か月のときに大きな手術を受けました。小さな体でよく頑張りました。手術後、彼の足がピクピクッと動いたときには、施設の保育士さん、児童福祉司さんとともに大喜びをしました。季節ボランティアとして関わっていた私は、「病院で、彼のお世話をさせていただきたい」と乳児院にお願いをし、保育士さんや長女と交代で、往復4時間かけて通いました。1か月もの間、家を留守にすることが多かったのに、家で待つ子どもたちは文句も言わず、「早くよくな

るといいね」と見守ってくれました。

手術の結果もあって、彼をわが家に迎えることになりました。毎月の通院や検査には、里姉里兄たちが喜んで付き添ってくれました。

1500g以下で生まれた極低出生体重児はMRI検査をします。3歳のとき、先生が画像を見ながら、「未熟児のお子さんは脳の中のお部屋が細かくできにくいのですが、彼はしっかりと細かくできています。未熟児に関する検査はこれで最後です」と言ってくださいました。そのとき、涙が出るほど嬉しかったことを思い出します。

七夕飾りの短冊に、6歳の女の子が2歳の女の子に、「○○ちゃん これからも一緒に生きていこうね」と書きました。4歳の女の子が1歳の男の子に向かって、「もう帰って!!」と言ったことも。自分より年下の子が来て、思うように甘えられないもどかしさがあったのでしょう。でも彼女は、男の子がいた乳児院の名前を言う寸前に言葉を飲み込みました。幼いながらも「言ってはいけない」と感じ、そつとしまい込んだのでしょう。

2番目に来た女の子は6歳のとき、大好きなお友だちに「私にはママが2人いるよ」と打ち明け、「うそつき!」と言われて、落ち込んだことも。毎年のように「ママを見つけたい」と言い、私や長女は「あなたが大きくなったら、一緒に探そうね」と約束しました。でも、その想いは叶いませんでした……。

幼ければ幼いなりに、大きければなおさら、自分を見つめ、いまここに存在する自分、そして、同世代の子どもたちや実親さんに想いを寄せながらも、子どもたちは彼らなりの想いをそれぞれに重ねながら精一杯生活しています。

お誕生日やクリスマス、お正月の初詣、結婚当初から続く家族旅行……。私たちはみんなで同じ時間を過ごしてきました。私は初詣や家族旅行が大好きです。子どもたちのことだけ、一緒に楽しむことだけに目を向けることができるから。

いつか、子どもたちがわが家を巣立って行ったとき、誰かと一緒に過ごすことの心地よさを思い出してくれたら、うれしいですね。



▲居間のピアノの上に飾られた子どもたちの写真

「横浜市愛児会」から 「こどもみらい横浜」へ

代表理事（会長） 新井 淳子

平成25年12月3日、
「一般社団法人こどもみ
らい横浜」が設立しま
した。設立時に代表理
事（会長）に就任しま
した新井淳子と申します。
どうぞ、よろしくお願
いいたします。



横浜市愛児会55年間の歴史に幕を下ろし、そ
の理念、先人たちの想いを継承する「こどもみ
らい横浜」へとバトンを繋いでゆきます。みなさん
と共に、子どもの未来のために、一歩一歩着実に
歩んで行きたいと思います。

近年、家庭養護の重要性が再認識され、里親に
注目が集まっています。里親への委託を推進すべ
きと、さまざまな取り組みがなされるようになりました。私たち育ての親に求められる役割も大き
くなっています。しかし、子どもとの生活は、
日々家庭の中で積み重ねられ、築き上げるもので
す。私たち育ての親はこういう時だからこそ、地
に足を着けて、しっかりと前を見て、養育してゆ
きたいと思います。

大分県の大柳涼子さん（中3）が 「少年の主張」で文部科学大臣賞を受賞

平成25年11月10日（日）、東京・渋谷区にある国立オリンピック記念青少年総合センターで「第35回少年の主張全国大会」が開催されました。

大分県の大柳ホーム（ファミリーホーム）で暮らす大柳涼子さんは、この大会で、九州ブロック代表として発表し、みごと文部科学大臣賞を受賞しました。発表のテーマは「マイ・ファミリー」。里子としてどのようなことを考え暮らしているかを語ったものです。

現在、涼子さんを主人公にした特集番組をNHKが作成中で、中学を卒業した後、4月に放映の予定だそうです。

和歌山県の「専門里親」久禮多世さん に産経市民の社会福祉賞

里親支援センター「なでしこ」 中村 由美子

長年にわたって地域で地道な活動を続け、人々に生きる力や勇気を与えてきた個人や団体に贈られる「第39回産経市民の社会福祉賞」（産経新聞厚生文化事業団主催）に、里親として子どもたちに寄り添ってきた和歌山市の久禮多世さん（72）が選ばれました。

久禮さんは、昭和60年4月に夫の進さん（77）とともに県の里親に認定され、翌年3月、家庭の事情で家族と暮らすことができない小・中学生の姉妹の里親になりました。18歳の委託解除年齢になるまで養育。その後も、ともに生活を続けました。姉妹がそれぞれ結婚するときには、「久禮家の子どもとしてお嫁に行きたい」と言われ、養子縁組を結び今でも支え続けています。

また、平成15年には、思春期の姉妹を引き受けました。多感な年頃の姉妹に、どのように接するか試行錯誤を重ねながら寄り添い続け、姉妹の家庭復帰が決まって久禮さんのもとを離れる際には「しんどい時に助けてもらいました。ありがとうございます」との言葉をもらい、「子どもたちが成長してくれることが本当にうれしい」と目を細めます。

親からの虐待を受けた経験のある子どもを引き受けた際には、子どもについてより深い知識を得ようと「専門里親」の資格を取得。大学の通信講座を受け、スクーリングや研修にも通いました。

里親同士で話し合いをする「里親サロン」では、話し合いのリーダーになり、後輩の里親へアドバイスを行うなど重要な役割を担っています。

「子どもたちの長所をしっかり見て、ほめていくことで驚くほど成長する」と進さん。多世さんも「母親となった里子が、ここでの生活の経験を大事にしてくれていることがうれしいです」と話し、優しくほほえんでいました。

沖縄の里親から（仲根藤江さん）

10年前に委託を受けて里親宅で楽しく過ごしていた姉妹。7年前、妹が（当時小1）意識混濁の状態で琉球大学付属病院へと運ばれ医者より難病との診断を受けました。その後、命は助かりま

したが、病気のため余命を宣告されながら過ごしてきました。2年前に病状の悪化により手術のため入院。回復することなく、次第に病状は悪化し、昨年12月には大発作で意識がなくなり、植物状態のまま1月9日に息を引き取りました。13歳まであと11日でした。

3年前より里親、里親会、児童相談所で何度も話し合いを持ち、わが家にてお通夜、火葬、告別式を執り行いました。

「里親支援」という言葉では表せないほど大変な状態で私たち仲間もともに苦しみ、考え、寄り添ってきました。いま私は、9年の付き合いがあるこの家族の手記を残しておきたいと考えています。

岡山未成年後見支援センター 「えがお」の動き

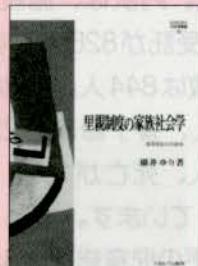
両親の死亡や虐待による親権喪失などで、未成

年者に別の親権者を選任する未成年後見人の制度がありますが、近年、新しく法人後見の制度ができました。

弁護士などの専門家によって作られた「NPO 法人岡山未成年後見支援センターえがお」は、前例のないさまざまな取り組みを行い、いま、全国から注目されています。昨年11月30日(土)には、チャリティーフォーラムが開催されました。テーマは「里親との連携について」。

法人後見は、まだ聞きなれない言葉ですが、個人の後見に比べて、いろいろな利点があります。長期永続性がある。個人の後見の場合は病気や事故、災害にあった場合の交代手続きが容易でないこと、空白リスクの最小化、また法人として後見人となった場合、心理的な負担が軽減されるなどです。ぜひ全国に法人後見の仕組みが広がってほしいものです。

新刊紹介



『里親制度の家族社会学—養育家族の可能性』

(園井ゆり著・ミネルヴァ書房・定価6,500円+税)



『子どもの養子縁組ガイドブック —特別養子縁組・普通養子縁組の法律と手続き』

(家庭養護促進協会大阪事務所編集・岩崎美枝子監修・明石書店・2200円+税)



『虐待を受けた子どもの愛着とトラウマの治療的ケア —施設養護・家庭養護の包括的支援実践モデル』

(スーザン・バートン、ルディ・ゴンザレス、パトリック・トムリンソン著、開原久代、下泉秀夫、小笠原彩、倉本アフジヤア美、関戸真理恵監訳・福村出版・3500円+税)

里親家庭の現況報告



福祉行政報告例から平成25年3月末現在の里親家庭の現況をお知らせします。なお、平成24年3月末現在のデータについては『里親だより』第95号を参照してください。(木ノ内博道)

全体の動き——登録・委託里親、委託児童数とも増加は鈍化傾向

登録里親の全数は9,392家庭で前年より666家庭(7.6%)増えています。前年は16.3%の増加ですから、ここにきて登録里親の伸びは半減してきています。

登録里親を種類別にみると、養育里親が最も多く全体の79.9%を占めています。次いで多いのは養子縁組希望里親で26.0%。前年と比較すると、養育里親が7.2%、専門里親が5.0%、親族里親が5.8%、養子縁組希望里親が15.1%、それぞれ増えています。

委託里親については3,487家庭で前年より195家庭(5.9%)増えています。前年は12.7%の増加ですから、登録里親同様、委託里親数の伸びも半減しています。

委託里親を種類別にみると、養育里親が最も多く79.2%を占めており、次いで親族里親が13.3%となっています。前年と比較すると、養育里親が5.6%、専門里親は29.6%、親族里親は7.1%、養子縁組希望里親は19.2%それぞれ増えています。

委託児童数は4,578人で前年に比べて283人(6.6%)増えています。前年は12.6%の伸びでしたから、委託児童数の増加も半減しています。

地域ごとの動き

登録里親のうち委託されている里親の割合は全国平均で37.1%ですが、地域によってこの割合にも大きな差があります。50%を超えている地域は宮城県、徳島県、熊本市。45%を超えている地域は北海道、山梨県、長野県、福岡県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、川崎市、静岡市、福岡市、熊本市です。

反対に、登録里親は多いものの委託の進んでいない地域もあって、20%台の地域が16あります。登録はできても、未委託里親のまま連絡もなく数年がたてば、里親を辞退していく人たちも多いことでしょう。

もっとも、未委託里親の定義はあいまいで、里親登録してファミリーホームを始めた場合なども、未委託里親としてカウントされている場合があるようです。

必ずしも登録里親に占める委託里親数だけが里親

制度進展のバロメーターではありませんが、この割合が高い地域は、里親の活用の熱心な地域であるということはできるでしょう。

右の表によって、地域によっては親族里親を積極的に活用しているところ、専門里親をあまり活用していない地域などもみることができます。

1年間の動き

右の図表は平成25年3月末現在の数字ですが、では平成24年度の1年間にどのような動きがあったのでしょうか。(下の図表を参照)

登録里親の取り消しや辞退が417家庭あり、新規登録が1,080家庭でした。また、委託里親では委託解除が691家庭あり、新規委託が894家庭ありました。里親は年をとつて辞退していく人もいますから、常に里親の開拓をして、辞退していく里親以上の新規登録がなければ里親は増えていません。

また、委託児童については、この1年間に新たに里親委託された児童は1,481人。内訳は、施設からの受託が469人、家庭からの受託が826人です。この1年間に解除された児童総数は844人。内訳は、実親の元へ帰った児童が329人、養子縁組が231人、満年齢が94人、逃亡が2人、死亡が1人、就職が74人、その他113人となっています。

そして、この1年間の措置変更の児童総数は356人。内訳は里親家庭から施設への変更が139人、里親家庭から他の里親家庭への変更が111人、その他106人となっています。

新規と取消(辞退)の動き： 福祉行政報告例・平成25年3月末現在

| | 24年 3月末 | 新規 | 取消 (辞退) | 25年 3月末 |
|-------------|------------|-------|------------|------------|
| 登録数 | 8,729 | 1,080 | 417 | 9,392 |
| 委託・里親数 | 3,284 | 894 | 691 | 3,487 |
| 登録・養育里親数 | 7,003 | 737 | 235 | 7,505 |
| 委託・養育里親数 | 2,616 | 658 | 511 | 2,763 |
| 登録・専門里親数 | 599 | 60 | 27 | 632 |
| 委託・専門里親数 | 151 | 46 | 35 | 162 |
| 登録・親族里親数 | 447 | 89 | 65 | 471 |
| 委託・親族里親数 | 436 | 94 | 65 | 465 |
| 登録・養子縁組希望里親 | 2,156 | 464 | 175 | 2,445 |
| 委託・養子縁組希望里親 | 178 | 198 | 158 | 218 |

●福祉行政報告例（平成25年3月末現在）

| | 登録里親数 | | | | 委託里親数 | | | | 委託児童数 | | | |
|-------|----------|----------|----------|--------------|----------|----------|----------|--------------|----------|----------|----------|--------------|
| | 養育 里親 | 専門 里親 | 親族 里親 | 養子縁組 希望里親 | 養育 里親 | 専門 里親 | 親族 里親 | 養子縁組 希望里親 | 養育 里親 | 専門 里親 | 親族 里親 | 養子縁組 希望里親 |
| 全国 | 9,392 | 7,505 | 632 | 471 | 2,445 | 3,487 | 2,763 | 162 | 465 | 218 | 4,578 | 3,498 |
| 北海道 | 475 | 430 | 49 | 14 | 31 | 236 | 214 | 11 | 13 | 8 | 320 | 280 |
| 青森県 | 120 | 97 | 18 | 6 | 28 | 43 | 36 | 4 | 4 | - | 53 | 43 |
| 岩手県 | 197 | 140 | 8 | 29 | 68 | 83 | 52 | 2 | 26 | 10 | 114 | 69 |
| 宮城県 | 149 | 91 | 4 | 36 | 22 | 80 | 42 | - | 36 | 2 | 102 | 51 |
| 秋田県 | 68 | 43 | 2 | - | 25 | 18 | 17 | 2 | - | 1 | 19 | 17 |
| 山形県 | 85 | 74 | 7 | 4 | 40 | 17 | 12 | 1 | 4 | 1 | 21 | 13 |
| 福島県 | 206 | 164 | 5 | 12 | 74 | 63 | 44 | 4 | 12 | 10 | 75 | 50 |
| 茨城県 | 194 | 171 | 12 | 4 | 19 | 64 | 62 | 1 | 4 | - | 82 | 71 |
| 栃木県 | 244 | 209 | 13 | 22 | 15 | 89 | 62 | 2 | 22 | 3 | 106 | 61 |
| 群馬県 | 127 | 117 | 9 | 3 | 7 | 42 | 39 | 1 | 3 | - | 45 | 41 |
| 埼玉県 | 428 | 417 | 20 | 2 | 263 | 136 | 127 | 3 | 2 | 4 | 156 | 145 |
| 千葉県 | 376 | 306 | 17 | 23 | 173 | 148 | 115 | 3 | 23 | 9 | 191 | 147 |
| 東京都 | 651 | 456 | 14 | 3 | 178 | 289 | 267 | 2 | 3 | 17 | 374 | 352 |
| 神奈川県 | 190 | 190 | 20 | - | - | 73 | 70 | 4 | - | - | 78 | 74 |
| 新潟県 | 170 | 108 | 8 | 18 | 86 | 63 | 42 | 6 | 18 | 2 | 85 | 48 |
| 富山県 | 79 | 65 | 4 | 1 | 46 | 20 | 17 | - | 1 | 2 | 22 | 19 |
| 石川県 | 52 | 36 | 4 | 8 | 8 | 20 | 11 | 1 | 8 | 1 | 22 | 9 |
| 福井県 | 67 | 38 | 5 | 9 | 25 | 19 | 6 | 3 | 8 | 2 | 20 | 6 |
| 山梨県 | 135 | 113 | 5 | 11 | 6 | 61 | 48 | 2 | 11 | - | 76 | 59 |
| 長野県 | 186 | 136 | 9 | 8 | 86 | 47 | 31 | 7 | 8 | 11 | 59 | 31 |
| 岐阜県 | 147 | 100 | 8 | 4 | 60 | 30 | 20 | 1 | 4 | 6 | 37 | 25 |
| 静岡県 | 238 | 221 | 8 | 9 | 86 | 79 | 61 | 5 | 9 | 9 | 111 | 86 |
| 愛知県 | 302 | 296 | 22 | 2 | 152 | 84 | 72 | 9 | 2 | 7 | 134 | 110 |
| 三重県 | 196 | 130 | 15 | 22 | 29 | 71 | 39 | 5 | 22 | 5 | 89 | 42 |
| 滋賀県 | 184 | 164 | 13 | 4 | 41 | 51 | 40 | - | 4 | 7 | 65 | 55 |
| 京都府 | 65 | 50 | 2 | 4 | 17 | 19 | 14 | - | 4 | 1 | 18 | 12 |
| 大阪府 | 162 | 89 | 7 | 7 | 70 | 61 | 37 | 4 | 7 | 15 | 84 | 61 |
| 兵庫県 | 282 | 244 | 22 | 7 | 15 | 99 | 85 | 10 | 8 | 1 | 108 | 86 |
| 奈良県 | 107 | 74 | 4 | 5 | 47 | 26 | 20 | 1 | 5 | 1 | 32 | 22 |
| 和歌山县 | 80 | 75 | 13 | 6 | - | 37 | 28 | 3 | 6 | - | 47 | 37 |
| 鳥取県 | 73 | 59 | 13 | 3 | 11 | 26 | 18 | 6 | 3 | 3 | 45 | 33 |
| 島根県 | 91 | 77 | 12 | 7 | 15 | 35 | 25 | 7 | 7 | 2 | 45 | 30 |
| 岡山県 | 69 | 62 | 6 | 3 | 5 | 26 | 23 | 1 | 3 | - | 35 | 30 |
| 広島県 | 116 | 104 | 4 | 2 | 18 | 39 | 35 | - | 2 | 2 | 50 | 44 |
| 山口県 | 135 | 106 | 20 | 12 | 13 | 52 | 38 | 4 | 11 | - | 66 | 40 |
| 徳島県 | 54 | 33 | 8 | 11 | 11 | 30 | 16 | 1 | 11 | 3 | 42 | 22 |
| 香川県 | 60 | 47 | 3 | 1 | 16 | 19 | 16 | - | 1 | 2 | 28 | 25 |
| 愛媛県 | 88 | 72 | 1 | 4 | 35 | 25 | 20 | 1 | 4 | - | 38 | 30 |
| 高知県 | 33 | 26 | 1 | 4 | 9 | 13 | 9 | - | 4 | - | 18 | 14 |
| 福岡県 | 145 | 100 | 5 | 27 | 23 | 71 | 40 | 1 | 27 | 5 | 106 | 60 |
| 佐賀県 | 67 | 47 | 1 | 6 | 35 | 27 | 19 | - | 6 | 2 | 29 | 22 |
| 長崎県 | 101 | 70 | 6 | 6 | 43 | 32 | 20 | 3 | 6 | 3 | 42 | 24 |
| 熊本県 | 79 | 47 | 12 | 2 | 19 | 29 | 26 | - | 2 | 2 | 34 | 29 |
| 大分県 | 134 | 116 | 20 | 2 | 16 | 56 | 51 | 4 | 2 | 4 | 75 | 67 |
| 宮崎県 | 111 | 103 | 11 | 6 | 14 | 52 | 42 | 4 | 6 | - | 66 | 50 |
| 鹿児島県 | 83 | 61 | 8 | 7 | 43 | 38 | 23 | 1 | 7 | 7 | 53 | 31 |
| 沖縄県 | 163 | 136 | 27 | 10 | 16 | 76 | 63 | 2 | 10 | 5 | 121 | 94 |
| 指定都市 | | | | | | | | | | | | |
| 札幌市 | 204 | 166 | 16 | 5 | 33 | 87 | 75 | 5 | 5 | 7 | 110 | 91 |
| 仙台市 | 117 | 82 | 9 | 9 | 27 | 39 | 28 | 1 | 9 | 5 | 56 | 34 |
| さいたま市 | 128 | 124 | 11 | 4 | - | 48 | 44 | 3 | 4 | - | 54 | 47 |
| 千葉市 | 54 | 37 | 5 | 3 | 14 | 17 | 11 | 2 | 3 | 1 | 22 | 15 |
| 横浜市 | 127 | 93 | 1 | 3 | 31 | 33 | 28 | - | 2 | 3 | 40 | 35 |
| 川崎市 | 115 | 108 | 11 | 6 | 1 | 53 | 49 | 4 | 6 | - | 66 | 52 |
| 相模原市 | 40 | 40 | 1 | - | - | 12 | 12 | - | - | - | 15 | 15 |
| 新潟市 | 70 | 42 | - | 4 | 25 | 23 | 19 | - | 4 | - | 34 | 27 |
| 静岡市 | 81 | 74 | 6 | 2 | 5 | 40 | 36 | 4 | 2 | - | 54 | 46 |
| 浜松市 | 64 | 58 | 2 | - | 6 | 19 | 19 | 1 | - | - | 22 | 19 |
| 名古屋市 | 123 | 46 | 2 | 8 | 67 | 48 | 30 | - | 8 | 10 | 59 | 41 |
| 京都市 | 112 | 50 | 9 | 5 | 48 | 23 | 11 | 3 | 7 | 2 | 32 | 13 |
| 大阪市 | 105 | 68 | 3 | 7 | 38 | 47 | 35 | 2 | 7 | 3 | 99 | 73 |
| 堺市 | 30 | 19 | - | 5 | 6 | 11 | 5 | - | 5 | 1 | 15 | 5 |
| 神戸市 | 71 | 63 | 3 | 2 | 6 | 20 | 17 | 1 | 2 | - | 37 | 33 |
| 岡山市 | 47 | 42 | 7 | 1 | 4 | 13 | 13 | - | 1 | - | 18 | 16 |
| 広島市 | 57 | 51 | 3 | 1 | 5 | 25 | 24 | 2 | - | - | 29 | 27 |
| 北九州市 | 79 | 68 | 7 | 4 | 26 | 25 | 19 | 1 | 4 | 3 | 33 | 23 |
| 福岡市 | 114 | 91 | 15 | 5 | 29 | 54 | 41 | 1 | 5 | 7 | 94 | 72 |
| 熊本市 | 44 | 35 | 12 | 1 | 8 | 24 | 21 | - | 2 | 1 | 28 | 25 |
| 中核市 | | | | | | | | | | | | |
| 横須賀市 | 18 | 18 | - | - | - | 8 | 8 | - | - | - | 16 | 16 |
| 金沢市 | 28 | 20 | 4 | - | 7 | 4 | 4 | - | - | - | 7 | 6 |

里親の守秘義務について聞く

里親には守秘義務が課せられています。しかし守秘義務がどのようなものか分からないと、拡大解釈して里親であることも公にしてはならないと思っている里親も多いようです。弁護士の下平さんに解説をしていただきました。日頃、里親として養育をしていて守秘義務の問題をどのように考えるか、皆さんからのご意見をお待ちしています。(木ノ内博道)



弁護士 下平 美保さん

—そもそも守秘義務とはどのようなことですか。

下平：守秘義務とは、一定の職業や職務に従事する者・従事した者に対して、法律の規定などに基づいて特別に課せられた、職務上知った秘密を守るべき義務のことを言います。公務員や医師、弁護士など職務の特性上、秘密の保持が必要とされる職業について、それぞれの法律で定められています。

—里親に課せられている守秘義務とは具体的にどのようなことですか。まず、守秘義務の根拠と内容について教えていただけますか。

下平：里親の守秘義務については「里親が行う養育に関する最低基準」(平成14年9月5日厚生労働省令第116)の第11条に規定があります。「里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない」とされています。

—守秘義務の範囲についてはどう考えらいいのでしょうか。

下平：守秘義務の対象となるのは「その業務上知り得た」委託児童又はその家族の「秘密」です。「その業務上知り得た」とは「里親としての業務のなかで知ることができた」情報という意味です。

—秘密というのはどんなことを指すのでしょうか。

下平：「秘密」について、明確に定義づけはされていませんが、「いまだ公表されていないことで、公表を欲さないであろうこと」と考えてよいでしょう。既に公知の事実になっている事実については、「秘密」に該当しません。これらを勘案すると、里子に関する情報については、かなり広い範囲で守秘義務の対象となると考えられます。

—最低基準には「正当な理由なく」とありましたが、どんな場合のことを言っているのでしょうか。

下平：先に紹介した「秘密」についても、例外的に、「正

当な理由」がある場合には外部に話すことができます。そこで、何が「正当な理由」となるのかが問題となります。これは大変難しい問題です。この「正当な理由」に当たるか否かの判断については、里親の制度趣旨との関係で考えていく必要があると思います。里親制度の趣旨は、「家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図ること」です。これらの趣旨を踏まえて、必要性があるか、やむを得ない処置であるなどを判断していくことが、「正当な理由」に該当するか否かを考えるひとつの判断基準になると思います。

—では、預かっている子どもが里子であることを言ってはいけないことなのでしょうか。

下平：里子であることが公知の事実となっていない子については、「里子であること」はその子の「秘密」に該当すると思いますので、これを話すことは守秘義務に反します。しかし、この場合でも、事情を説明しないことにより、かえってその子が誤解されたり、その子の生活に支障をきたす場合などもあります。そのような場合には、「児童の健全な育成を図るために、必要最小限の範囲で事情を話すことやむをえないと考えられます。ただし、重要なのは、このような場合でも、話す相手、話す内容など全て必要最小限度の範囲に留めなければならぬということです。そうでなければ、「正当な理由」があるとは言えません。

—学校や幼稚園の先生、地域の民生委員や主任児童委員にも里子のことで相談できないのでしょうか。

下平：これらの職業に就く者は、通常、その職務上知り得た情報について守秘義務を負います。した

がって、これらの者に話をしたとしても、通常、それ以上外部に情報が広まる可能性はありません。そのような者に対して、里子の養育の上で必要な相談をすることについては、「正当な理由」に該当するものと考えます。

——里子についての守秘義務については分かりました。ところで里親であることを地域社会などに言うことについてはいかがでしょうか。

下平：里親であることは、里親自身の個人情報であり、守秘義務の対象ではありません。しかし、たとえば、里子であることが公知となっていない子の生活の範囲のなかで、自分が里親であることを話してしまうと、これは「その子が里子である」という情報を開示したのと同様の結果になってしまいます。このように、その状況などによって、里子に関する秘密に該当してしまう場合もあります。特定の里子との関係を離れ、自分自身の情報として開示しているのか、特定の里子との関係を示唆する発言なのかなどで違ってきますので、結局は、ケースバイケースと言うことになるかと思います。

——地域の里親の活動に里親サロンがあります。ここでは里子の養育のことで他の里親にいろいろと相談にのっていただきます。この時に、守秘義務の範囲を超えて相談することは問題ないのでしょうか。また、話し合うことで、他の里親が受託している子どもの事情を知ることにもなります。こうして知り得た個人情報はどう考えたらよいでしょうか。

下平：他の里親と、里子の養育のことで相談し合うのは、里子の健全な育成に役立つものであるので、必要性があります。また、里親サロンにいる他の里親との間では、そこで知り得た情報については、外部に漏らさないとの明示又は黙示の合意があるのでないかと思います。そうであれば、話す対象としての妥当性もあります。したがって、このような場合についても、「正当な理由」に該当すると考えます。次に、里親サロンで知り得た他の子どもの事情についてですが、里親サロンにおいて、守秘義務の定めがある場合には、それに従います。そのような規定がない場合においても、里親サロンは、通常、里親サロンで話した内容については外部に漏らさないと信頼のもとに成り立っているものだと思います。

ので、そこで知った他の里子の情報を外部に漏らすことには避けた方がよいでしょう。

——里親は、里親希望者などを集めた研修会などで養育体験を話す機会があります。この場合にはどのように話すべきでしょうか。

下平：特定の里子の「秘密」を話すことは守秘義務に反する行為となりますので、里子個人が特定されるような情報を話すことは避けなければなりません。里子個人が特定されるような情報とは、名前などに限定されるものではなく、特異な外見の特徴や家族構成などの情報、他の情報と相まって個人が特定されるような情報も含みます。ですので、養育体験を話す場合においては、個人が特定されないよう、情報を選択したり、あるいは話を抽象化するようにしましょう。

——マスコミからの取材申し込みに対して、守秘義務を理由に児童相談所から断るように指示されることがあります。また、里親であることをオープンにすることで養育中の子どもに迷惑がかかるとして、里親の執筆、出版活動に制限を受けることがあります。どのように考えたらいいでしょうか。

下平：当然ながら、特定の里子に関して、その子が里子であることを前提とした取材の申し込みがきた場合には、守秘義務の観点から、これに応ずることは許されません。その他の取材については内容にもよりますが、マスコミを通じた情報開示はその影響力も大きいので、細心の注意をもって、これに応ずるべきです。また、執筆、出版活動については、里親制度に対する世間の理解を深めるという意味で意義のある行為ですが、その場合でも、里子の健全な養育に支障が出るような場合には、一定の制限を受けてもやむを得ないと考えます。

いずれにしても、①個人を特定しうる情報を開示しないこと、②現在又は今後も継続して里子を養育する予定の里親については養育中の子どもの「健全な養育」に支障がないか十分に配慮することが必要とされます。

——養育が終了して措置解除になっても守秘義務は続くのでしょうか。

下平：里親制度の趣旨からしますと、守秘義務は措置解除後も続くものと考えられます。

おすすめの本



誕生日を知らない女の子 虐待——その後の子どもたち

黒川祥子著 2013年発行 (株)集英社 293ページ 定価: 1600円+税

愛知の小児心療科から、子どもへの虐待を巡る旅が始まる。この旅で、虐待を受けて保護された子どもたちが、どのような状態になっているのか、そして、かかわる大人たちとの間で、子どもが変わっていく再生の物語が綴られている。

母親から、熱いフライパンで手の甲を押さえつけられた子は、自分の誕生日を5歳まで知らなかった。ファミリー・ホームに来ても、虐待の恐怖で眠れない日が続き、虐待が健やかな成長を阻んでいた。

親子関係を中心とした情緒的結びつきが作れず、愛着障害により固まってしまう子。虐待は、脳全体の成長に物理的影响を与える。

施設がファミリー・ホームへの措置変更になかなか同意せず、風呂の入り方、頭の洗い方、お尻の

拭き方等、家庭生活の基礎ができていなかった子。

4人の虐待を受けた子どもに続き、大人になった被虐待児の報告は、母親になっても苦しみ続ける姿を、迫真的タッチで描いている。クリスマスも誕生日もなかった子ども時代。お母さんという言葉を初めて知ったのは小学校1年。洗濯、歯磨きの仕方を知らなかった小学時代、父からの暴力、暴行、継母からの虐待……。

虐待により親から与えられた血の味、痛み、痺れる感覚、そして恐怖……。虐待により、心と体と脳をズタズタにされた子どもたちが、信頼できる大人に包まれ、愛情を受けて変化し、安心して暮らす様子が多く証言から明らかになる。



ジョディ、傷つけられた子 里親キャシー・グラスの手記

キャシー・グラス著 塩川亜咲子訳 2013年発行 中央公論新社 315ページ 定価: 2200円+税

8歳になるジョディと里親キャシー・グラスの物語。ここはイギリス。ジョディは、4ヶ月で5軒目の里親になるキャシーの家にやってきた。そこから、兄17歳と妹13歳の実子、15歳の養女5人家族の1年間にわたる生活が、丹念に記録されている。丁寧にかかわる里親委託協会のワーカー、関心も積極的かかわりもしないソーシャル・ワーカー等の話も織り込みながら展開する。

ほぼ1年後の緊急計画会議におけるキャシーの報告によると、ジョディは極端に攻撃的で挑戦的、発育の遅れがあり、排便の管理がうまくできない、自己評価が極端に低い、男性・女性に性的態度をとっていた。改善が進むと、親からの虐待告白が始まると、夜驚症、幻覚、人格分裂が起こっていた。

この会議で精神分析医の提案は、児童の性的虐待に精通した小児心理療法士による長期の集中治療となり、治療看護施設に入所となった。

里親を始めて20年の経験があるキャシーも戸惑い、悩んだ8歳の子どもからの虐待の告白。虐待に怯える子どもの苦しみ、虐待に向き合い、最善の方法を模索する里親の姿が生き生きと描かれている。

読んでいて気になったことは、キャシーが困っていても他の里親が登場しないこと。里親同士は、あまり相談相手にはなっていないのだろうか。

なお、本書の帯は、里親だより編集委員・村田和木さんが書いている。

加藤 勝彦

編集
後記

- 児童虐待件数は24年度に6万件を超え、虐待者別では実母が57.3%と多く、虐待を受けた子どもの年齢では小学校入学前が43.5%と高い。社会から孤立する悲愴な親子の姿が浮かんできます。(加藤)
- 日テレのドラマ「明日、ママがいない」。厚生労働省は、子どもへの影響を調査するとしており、日テレ側もフラッシュバックした子には謝罪するとしています。抗議とともに、成り行きを注視(木ノ内)
- 里親等委託率の高い自治体には一定の傾向があります。里親会、児童相談所、施設が対立せず友好関係を築いていること。行政や施設の人も里親登録をしていること。山梨県もそうでした。(村田)

里親だより 第99号 発行日 平成26年2月15日 発行: 公益財団法人 全国里親会 発行人: 星野 崇

編集人: 木ノ内 博道 編集委員: 加藤 勝彦・村田 和木 印刷所: 株式会社あーす

〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 <http://www.zensato.or.jp/> E-mail info@zensato.or.jp